

6 条例第24条の3第2項に規定する教育委員会が定める業務は、第2項第2号に掲げる業務とする。

第5条中「第5号の」を「第6号の」に改め、同条第1号中「(前条第5項の業務に従事した場合は、16,000円)」を削り、同条第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「前条第2項第3号」を「前条第2項第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「前条第2項第2号」を「前条第2項第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第2号の業務 16,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和元年10月12日から適用する。

高校教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月16日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県上伊那農業高等学校の項中

「 生産環境科 園芸科学科 生物科学科 緑地創造科 生物生産科 」	を「	生物生産科	」に改め、同表の
--	----	-------	----------

長野県松本県ヶ丘高等学校の項中

「 普通科 英語科 」	を「	普通科	」に改める。
-------------------	----	-----	--------

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高校教育課

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月16日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「及び同法」を「、同法」に、「について」を「及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条

例第31号)第4条の規定により採用された短時間勤務職員である学校職員について」に改める。

- (1) 産業教育手当の支給に関する規則(昭和33年長野県教育委員会規則第3号)第3条
- (2) 定時制通信教育手当の支給に関する規則(昭和36年長野県教育委員会規則第1号)第3条

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高校教育課

学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月16日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

学校運営協議会規則の一部を改正する規則

学校運営協議会規則(平成28年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

- 第8条中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。
- 第9条中「第47条の6第6項」を「第47条の5第6項」に改める。
- 第10条中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高校教育課



長野県告示第103号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 起業者の名称  
川上村
- 2 事業の種類  
川上村役場駐車場増設整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
長野県南佐久郡川上村大深山字和田地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
川上村役場駐車場増設整備事業(以下「本件事業」という。)は、社会教育法による公民館及び村が設置する庁舎の駐車場の

整備事業であり、法第3条第22号及び第31号に該当することから、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である川上村は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

川上村役場庁舎は、昭和49年に建設した川上村中央公民館に併設（建物は一体型）する形で昭和54年に建設された。

役場駐車場は、川上村中央公民館の駐車場と共用しているが、議会や各種会議、公民館開催イベント等が実施される際には、駐車場が満車状態となり、区画外や進入路等への駐車が見られる状況である。

公共の交通手段として村営バスが運行されているが、利便性が十分とは言えず、村民の移動手段は自家用車が主となっているため、役場来庁者からは十分な駐車スペースの確保を求められている。

本件事業は、上記の駐車場不足を解消するため、新たに適正な規模の用地を確保し、役場駐車場の増設整備を図るものである。

本件事業の施行により、十分な広さを持つ来庁者用の駐車スペースを確保することができ、利用者の利便性と安全性が向上する。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、

軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地の選定にあたっては、村民や来訪者、職員が利用するための駐車場を整備するため利用者の利便性や安全性を考慮し、役場に隣接する候補地を3案選定し、技術的及び経済的な面から比較検討した。

候補地を総合的に比較検討した結果、申請案が最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

前記(3)のイのとおり、役場駐車場は駐車スペースの不足により利便性や安全性に支障があり、その解消が喫緊の課題であることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

川上村役場政策調整室

総合政策課

長野県告示第104号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部守一

（登録特定行為事業者 認知症対応型通所介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
特定非営利活動法人やじろべー	特定非営利活動法人やじろべー宅老所もくれん	上田市常磐城1-6-13	令和2年2月16日

介護支援課

## 長野県告示第105号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和2年3月10日、次のとおり売りさばき人の住所等の変更の届出がありました。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	佐久浅間農業協同組合 御代田支所	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1791-1	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1791-1 佐久浅間農業協同組合 御代田支所
旧		北佐久郡御代田町大字御代田1829-1	北佐久郡御代田町大字御代田1829-1 佐久浅間農業協同組合 御代田支所

会 計 課

## 長野県告示第106号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和2年2月28日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
上條 力	松本市大字笹賀3475-12	松本市大字笹賀3475-12 菅野簡易郵便局

会 計 課

## 長野県告示第107号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和2年3月10日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
佐久浅間農業協同組合 御代田支所伍賀店	北佐久郡御代田町大字草越字向原1207-23	北佐久郡御代田町大字草越字向原1207-23 佐久浅間農業協同組合 御代田支所伍賀店
佐久浅間農業協同組合 御代田支所小沼店	北佐久郡御代田町大字馬瀬口953-4	北佐久郡御代田町大字馬瀬口953-4 佐久浅間農業協同組合 御代田支所小沼店

会 計 課

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年4月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月16日

長野県飯田建設事務所長 丸山 義 廣

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 151号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町新野3073番の8地先から 下伊那郡阿南町新野3023番の154地先まで	旧	7.1~18.3 m	2.2400 km
同 上	新	13.2~64.0	1.8400

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡大鹿村大河原1002番の3地先から 下伊那郡大鹿村大河原1063番の6地先まで	旧	5.3~7.7 m	0.0896 km
同 上	新	6.5~8.3	0.0896

道路管理課

長野県教育委員会告示第1号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項の規定により、次のとおり長野県宝に指定します。

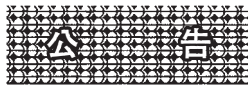
令和2年3月16日

長野県教育委員会

長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
木造不動明王立像	1 軀	長野市青木島町大塚133	長野市青木島町大塚133 宗教法人不動寺
鉄造阿弥陀如来立像	1 軀	東筑摩郡筑北村東条字八木1247-3	東筑摩郡筑北村東条字八木1247-3 八木常会
エリ穴遺跡出土品	485点	松本市大字中山3738-1 松本市立考古博物館	松本市

文化財・生涯学習課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年3月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ダイレックス篠ノ井店  
長野市篠ノ井布施高田字白女417-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイレックス株式会社  
代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイレックス株式会社  
代表取締役 多田 高志  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
- 4 大規模小売店舗の新設をする日